

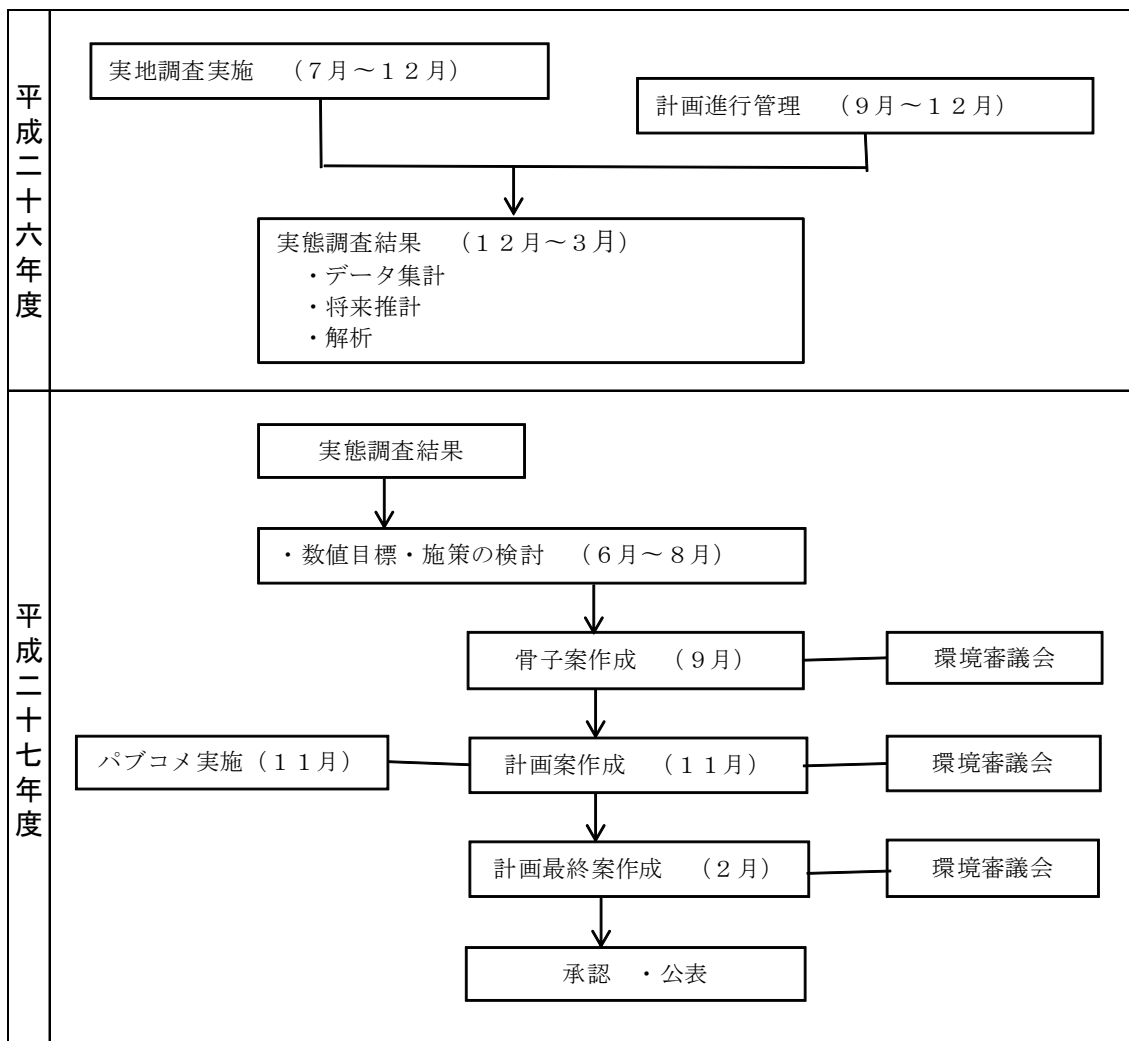
第 9 次廃棄物処理計画の策定作業について

策定根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5

計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度

基準年度：平成 25 年度

策定日程



配慮事項

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」
- ・ 千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」
- ・ 千葉県環境基本計画